

随意契約に付する理由書

工 事 名 : 旧大阪府立成人病センター焼却炉棟集塵設備撤去工事

本工事は、旧大阪府立成人病センター敷地内に存する焼却炉棟の上部に残置された集塵設備の撤去工事を行うものです。

現在、現地では「旧大阪府立成人病センター病院棟他第1期撤去工事」(以下「当該工事」という。)を施工中ですが、当該工事における現地調査中に工事範囲外であった焼却炉棟上部に集塵設備が残置されていることが発覚したことに伴い今般工事实施するものです。

本工事については、当該工事が敷地全体を工事範囲として仮囲いしている中での工事となるため動線等安全面での考慮が必要であり、また、焼却炉棟上部を封鎖しているブロック壁の解体やダイオキシン除去作業、仮設足場設置、集塵設備機器搬出等を行うために同棟下部を部分占用する必要がありますが下部全体が当該工事の作業範囲となっていることから、当該工事の請負者以外の施工となれば作業ヤードの確保や工程調整等が困難な状況となります。

そのため、本工事においては、下記の当該工事受注者へ発注することにより作業ヤードの確保や工程調整等が安全かつ円滑に行えるとともに、工期短縮及び経費の節減が図れます。

以上のことから、建築部競争入札審査会・建築部会に諮り了承を得た、当該工事の受注者である鴻池組・大鉄工業共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工事名称 : 旧大阪府立成人病センター病院棟他第1期撤去工事

受注者 : 鴻池組・大鉄工業共同企業体

工事期間 : 令和2年10月1日～令和5年2月28日

請負代金額 : ¥3,025,720,500-